

規制影響分析書要旨

規制の名称	社会福祉法人に対する評議員会及び一定規模以上の社会福祉法人に対する会計監査人の設置の義務付け	
主管部局・課室	社会・援護局福祉基盤課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成27年4月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底するため、議決機関としての評議員会の設置及び一定規模以上の法人に対する会計監査人の設置の義務付けを行うことによって経営組織を強化します。</p> <p>(評議員会について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人に対し、評議員会の設置を義務付けます。 ・理事・理事長に対する牽制機能を働かせるため、評議員会に理事、監事、会計監査人の選任・解任や報酬等の重要事項に係る議決権を付与します。 ・理事と評議員会の適切な牽制関係を築くため、理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の定数については、「理事の定数を超える数」とします。 ・評議員の選任については、一般財団・公益財団法人を参考に、定款で定める方法によることとし、理事又は理事会が評議員を選任又は解任できないようにします。 <p>(会計監査人について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の社会福祉法人に対して会計監査人の設置を義務付け、その監査を受けなければならないようにします。 <p>(根拠条文) 社会福祉法等の一部を改正する法律案による改正後の社会福祉法第36条及び第37条</p>	
想定される代替案	所轄庁が、社会福祉法人に対し、評議員会の設置と定款における重要事項の議決事項化、公認会計士による監査の導入を行うよう努めなければならない旨を指導することが考えられます。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	社会福祉法人において、評議員会の設置に伴う費用の発生が見込まれます。 一定規模以上の社会福祉法人において、会計監査人の設置による監査の導入に伴う費用の発生が見込まれます。	社会福祉法人において、評議員会の設置をしようとする場合、改正案と同様の費用の発生が見込まれます。 一定規模以上の社会福祉法人において、公認会計士による監査を導入しようとする場合、改正案と同様の費用の発生が見込まれます。
(行政費用)	所轄庁において、社会福祉法人に対し、評議員会の設置と会計監査人の設置による監査の導入が適切に行われているか監査する際の費用の発生が見込まれます。	所轄庁において、社会福祉法人に対し、議決機関としての評議員会の設置と公認会計士による監査の導入を指導するための費用の発生が見込まれます。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しません。	評議員会の設置と公認会計士による監査の導入について、法律上の義務でないためその適切かつ確実な実行が担保されず、社会福祉法人の経営組織が十分に強化されないため、適切な事業運営が行われない可能性があり、その結果として、福祉サービスの低下を招くおそれがあります。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	<p>社会福祉法人に対し、議決機関としての評議員会の設置と一定規模以上の法人の会計監査人の設置による監査の導入を法律上の義務としているため、確実に社会福祉法人の経営管理体制が強化され、社会福祉法人の適切な事業運営が期待されます。</p>	<p>代替案においても、一定程度社会福祉法人の経営管理体制が強化される効果は期待されますが、法律上の義務ではないため、全ての社会福祉法人において徹底されない可能性があります。</p>
分析結果	<p>改正案及び代替案のいずれにおいても遵守費用及び行政費用が発生しますが、改正案においては適切かつ確実に議決機関としての評議員会の設置と一定規模以上の法人への会計監査人の設置による監査の導入が実施され、社会福祉法人の経営組織の強化という便益が得られる一方、代替案ではその便益は限定的になると考えられることから、改正案のほうが望ましいと考えます。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>(評議員会について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制改革実施計画(平成26年6月24日)においては、「社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。」とされています。 ・社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、「社会福祉法人の高い公益性に照らし、一般財団法人・公益財団法人と同様に、必置の評議員会を議決機関として法律上位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせるため、評議員会に理事、監事、会計監査人の報酬や選任・解任等の重要事項に係る議決権を付与する必要がある。また、このように重要な役割を担う評議員の権限・責任(評議員会の招集請求権、善管注意義務、損害賠償責任等)を法律上明記する必要がある」とされています。 <p>(会計監査人について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制改革実施計画(平成26年6月24日)においては、「一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。」とされています。 ・社会保障審議会福祉部会報告書(平成27年2月12日)において、「社会福祉法人のガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、公益財団法人における取組を参考に、一定規模以上の法人に対して、会計監査人による監査を法律上義務付ける必要がある。」とされています。 	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>社会福祉法等の一部を改正する法律案の附則において、この法律の公布後5年を目途として、この法律による改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。</p>	
備考	—	